

専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年9月20日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について次のとおり専決処分する。

令和6年8月30日

湯河原町長 内 藤 喜 文

事故賠償について

湯河原町は、湯河原町土肥一丁目7番地の24において発生した湯河原駅臨時第3駐車場内の樹木による物損事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、示談する。

- 1 損害賠償の額 金84,700円
(内 容) 照明灯配線修理費用の全部
- 2 損害賠償の相手方 平塚市内の法人
- 3 事故の概要 令和6年6月26日、湯河原町土肥一丁目7番地の24において、湯河原駅臨時第3駐車場内の樹木が隣地境界を越え、相手方照明灯の配線を切断し、これを破損させた。